

## 福祉施策等に関する重点要望

福祉施策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医師等の確保対策及び自治体病院等の充実強化について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師・看護師等の不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築等を着実に推進すること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、各種対策に係る十分な財政措置等実効ある措置を早急に講じること。

(3) 自治体病院をはじめ中核病院については、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るとともに、地域住民の安心・安全を守るため、十分な財政措置を講じること。

### 2. 少子化対策について

(1) 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

また、次世代育成支援のための包括的な制度を早急に構築すること。

(2) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

(3) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、平成23年度以降も継続するとともに、更なる財政措置等を講じること。

(4) 出産育児一時金の加算等各種経済対策で講じられた措置については、平成23年度以降も継続すること。

### 3. 障害者施策について

(1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、サービス利用者の公平性に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

(2) 障害者(児)の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、更なる財政措置の充実を図ること。

(3) 障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供し、十分な準備期間を設け、国民の理解を深めるとともに、都市自治体の意見を踏まえて計画的に実施すること。

また、制度変更に伴う経費やシステムの改修経費等に対して、十分な財政措置を講じること。

### 4. 生活保護制度について

生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。